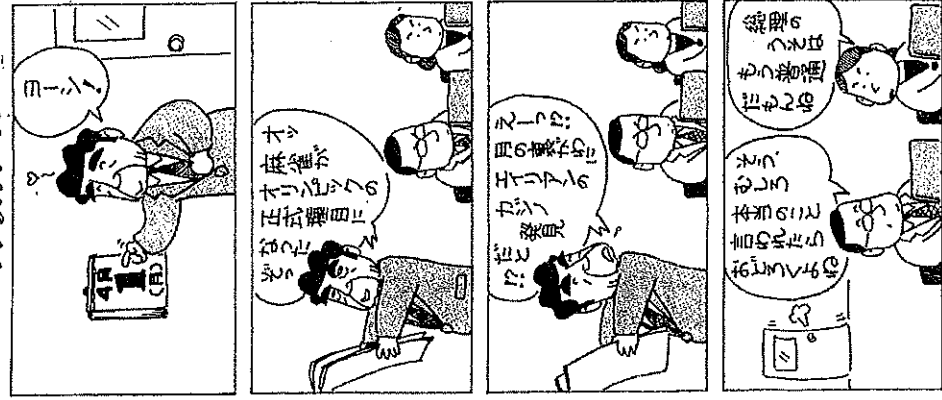


『アスコム』2019.4月号より

エイブルアール



# 一緒にがんばりましょう

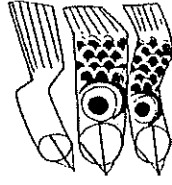
新しい年度が始まりました。4月は出会いの季節。新しい職場、新しい仲間、新しい教室。そして何といつてもフレッシュな子どもたちと張り切っている自分自身。まぶしく

くて、新鮮で、いい季節です。この4月、南地方に採用された先生、他都市等からおいでになった先生、ようこそ南地方へ。心から歓迎いたします。



2019年  
4月24日  
東教組南地方支部  
TEL 53-3273  
編集責任者  
長内尚明

5月1日(水)10時



## ☆あなたの思いを実現するために 学びつながら、支え合う組合に加入しませんか？

### あなたも全教へ

・全日本教職員組合  
・1991年結成  
・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援校・私立学校で働く教職員の組合  
・教職員の生活と権利の向上とともに、子どもたちの豊かな成長のために、教育活動や教育条件の改善に取り組んでいる

・教え子を再び戦場に送るほどの誓いを胸に憲法を守り生かす運動をすすめている  
・思想信条の違いを超えて要求で一致して行動する組合



### 青森県教職員組合(本部)

青森市橋本丁目二二二五  
青森県教育会館内  
017-7347274

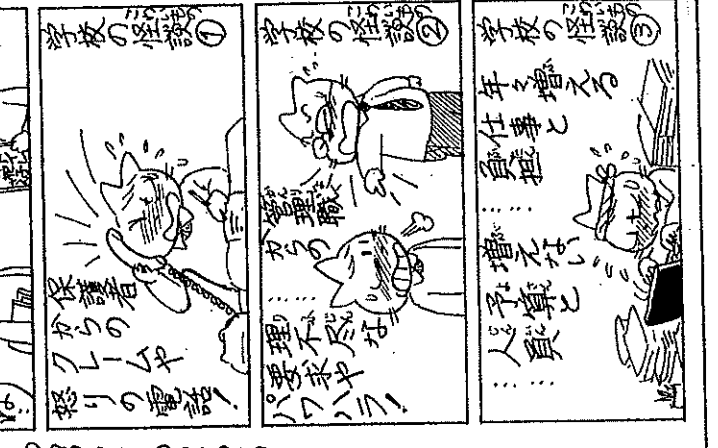
### 南地方支部

書記局 黒石駅近  
千石幼稚園向  
TEL 5333333  
FAX 5333333

### ☆こんなときはいつでも相談してください

▽授業がなかなかうまくいかない。子どもが目が輝く授業をした

▽毎晩遅くまで仕事でくたくた  
▽クラス運営、授業、子どもや保護者との関係づくりがうまくいかない。自分は教師に向いていない？  
▽セクハラ、パワハラ、もう我慢できない等々。解決に向って一緒に考えましょう。  
☆四月一日から勤務時間管理が業務づけられています。土日出勤の場合もカウントです。(県教委)「これで変わる」ということがあれば、連絡をください。



# 労働条件なるほど講座

## Q: 1年単位の变形労働時間制とは何ですか?

A: 2018年12月6日に中教審が教職員の長時間労働などの解消策に向けた答申素案に盛り込まれたもので

## 労働時間を勤務状況に応じて年間で調整する制度のことです。

Q: 具体的にはどのようになるのですか?

A: 文部科学省が示したモデルでは、(1)通常の業務日の週3日あるいは4日の正規の勤務時間を1時間延長し8時間45分とする、(2)夏季・冬季・春季休業期間における正規の勤務時間を7時間45分とする、(3)繁忙期の業務の圧縮を進めつつ7時間45分を超えざるを得ない分について、長期休業期間中の正規の勤務時間を圧縮して一定の休日を設定する、としています。要約すると、通常時の勤務時間を延長し、延長した部分を夏休み等にまとめて休みにしましょう、ということになります。(「休業日」は生徒に対して授業を行わない日で、「勤務を要しない日」ではありません。)

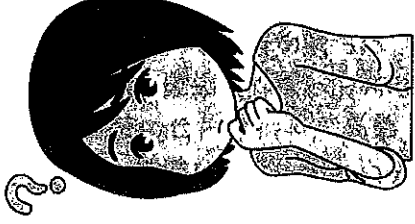
Q: どのようなことが問題ですか?

A: 1年を単位とする变形労働時間制は、そもそも地方公務員法で地方公務員には適用除外と規定されていますし、教職員の仕事の内容から「週の労働時間をあらかじめ定めておくことが困難な業務については、变形労働時間制を適用する余地はない」とする、厚生労働省の見解もあります。課業期間中に正規の勤務時間が長くなれば、職員会議等を遅くすることも可能になります。帰宅時間もさらに遅くなるうえに、これまで通りの時間で帰ろうとすれば時休を取ることになり、育児や介護、通院等の事情を抱える職員にとって

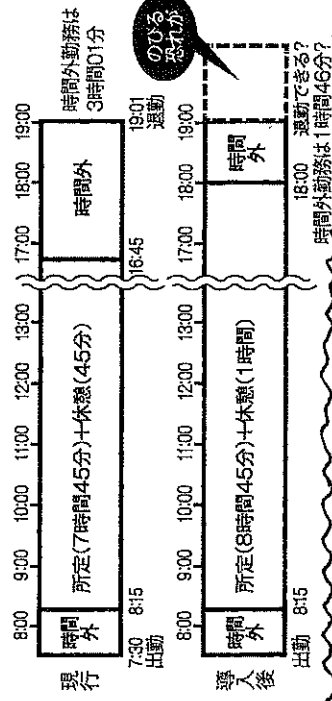
### より働きづらくなる可能性もアリ!

1年単位の变形労働時間制は、課業期間中の勤務時間が延長されるだけで、現在の長時間過密労働に拍車をかけるとともに、1日の拘束時間が増えているのにもかかわらず、時間外勤務が減っているかのように描き出せるという危険性があるのです。この制度の導入は、労働条件の重大な変更です。中教審の答申案では、自治体が自主的に導入できるようにしていますが、高教組は導入を許さないという姿勢で、県教委の動向を注視していきます。

は、より働きづらくなります。また、休みをたくさんとれるとしている長期休業中は、部活動や校内研修、初任研、10年次研修、教員免許更新講習などがあり、形式的に長期休業中に休日を設定しても、実際には休日に勤務していることになりざるを得ません。さらに、人間の生理的にも、休みのまとめどりは疲労回復にはつながらないとも言われています。



### 变形労働制が導入されると

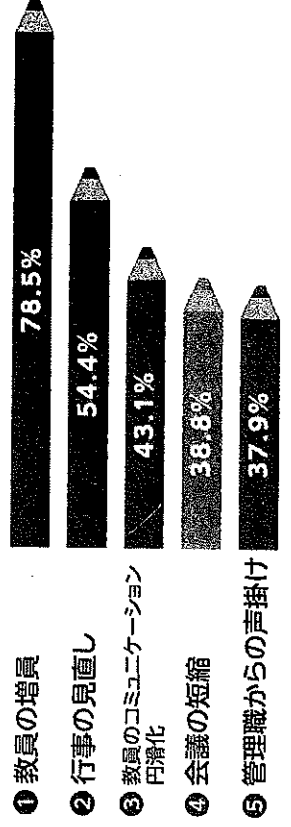


### 長い間、教員の授業負担は「1日4コマ」が原則

教員定数をはじめ法律で定めたのは、1958年の「公立義務教育者学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」。 「1教員あたりの標準指導時数」は、「1週24時限をもって標準とした。」 「したがって、1日平均4時限となるが、これは1日の勤務時間8時間のうち、4時間(休憩時間を含み)を正規の教科指導にあて、残り4時間を教科外指導のほか、指導のための準備整理、その他校務一般に充てる」という考え方である。 国はこの原則を1990年代以降、投げ捨ててしまった。

### 『青春森高教組新聞』2019年1月5日より

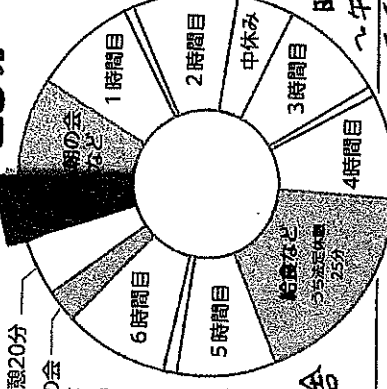
### 過重労働防止に必要な取り組みは? [教職員の回答]



- 6番目以下の項目
- ⑥授業の削減37.7%
- ⑦支援スタッフ(部活動指導員など)36.3%
- ⑧土日出勤の振替33.2%
- ⑨校務の役割分担制29.8%
- ⑩教数担任制27.1%
- ⑪ノー部活デー25.4%
- ⑫ICT等校務支援システム22.5%
- ⑬事務職員の増員20.8%
- ⑭職務範囲の明確化12.8%

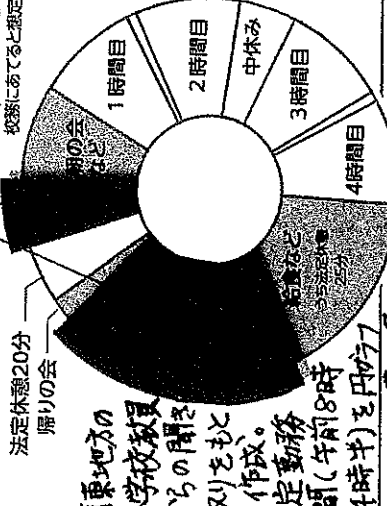
### 1日6コマではムリ!

1日6コマでは25分しか校務ができない



### 1日4コマならいいね!

1日4コマになれば120分校務ができる



関係の会 小学校教員からの関わりを取りをむく。法定勤務時間(午前8時〜午後4時半)を円滑にあらわした。濃い色の部分が勤務がでる時間帯